

ブラジルにおける特許出願早期審査制度
の現状についての調査

2017年2月

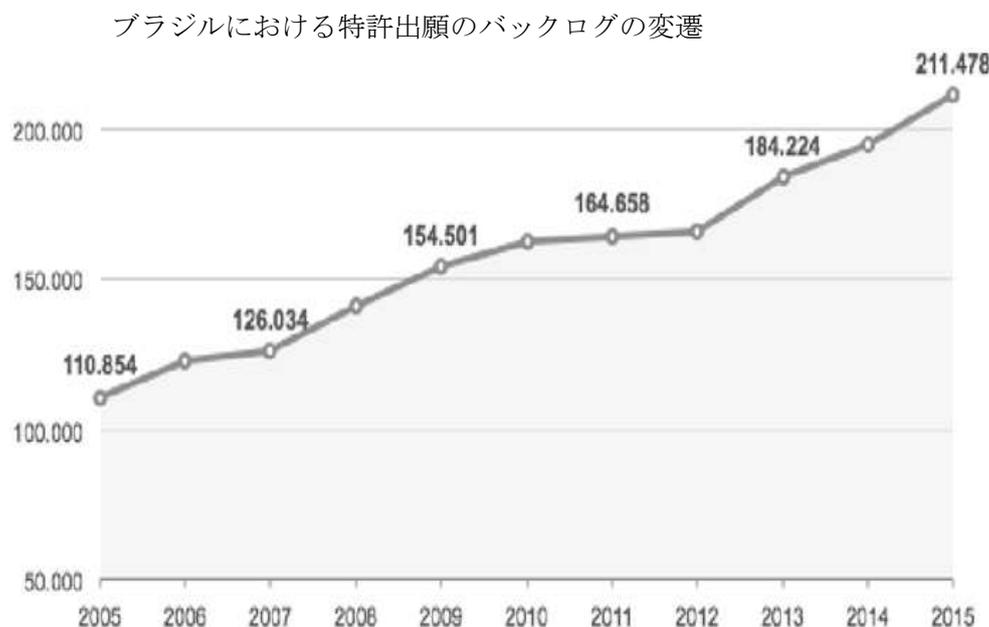
発行人：JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部（特許庁委託事業）

目次

1.	はじめに.....	3
2.	一般情報 - ブラジルの特許審査	7
3.	早期審査.....	9
3.1)	早期審査の種類.....	9
3.1.1)	年齢、許諾を受けない発明の実施、深刻な疾病又は財源を得ることが目的である場合(恒久的プログラム).....	9
3.1.2)	エイズ、ガンその他の顧みられない病気の診断、予防及び治療（恒久的プログラム）	10
3.1.3)	ブラジリアン・プライオリティ（パイロット）プログラム.....	11
3.1.4)	ブラジル零細・小企業（パイロット）プログラム.....	11
3.1.5)	グリーンパテント出願（恒久的プログラム）	12
3.1.6)	特許審査ハイウェイ - PPH（パイロット）プログラム.....	14
3.2)	費用.....	15
3.3)	統計データ及び企業の例.....	16
4.	代替手段：職務執行令状.....	19
5.	まとめ.....	20

1. はじめに

ブラジルの特許出願審査の遅さがかなり前から問題になっている。審査係属中の特許出願のバックログ（滞貨）が、2005年以來増え続けており、2015年12月に20万件とそのピークに達した。



出典：INPI（「DIRPA」）及びAECON（ファイル）。CGPOによる

その結果、ブラジルでは現在、出願に特許が付与されるまでの平均的な所要期間が10.8年となっている¹。実際のところ、出願する技術分野によっては、この期間が次のようにさらに伸びる場合さえある。電気通信の分野で14.2年、食品及び植物分野で13.6年、分子生物学分野で13.4年、物理学及び電気分野で13年、生化学分野で12.9年、計算機及び電子分野で12.6年、医薬品分野で12.3年、そして農薬分野で12.2年²となっている。

こうした遅延の最大の原因は、恐らく、ブラジル産業財産庁（以下「INPI」）で現在働いている特許審査官の数が限られていることであろう。つまり、審査を行うのに十分な数の特許審査官がいれば、原則として、審査が係属している出願が20万件に達していてもそう問題にはなっていないはずである。次に示すデータはこの点をはっきりと示している。

¹ ABPI、<http://www.abpi.org.br/materiais/diversos/patentesabpi27092015.pdf>

² CNI、2014年のデータ。以下で閲覧できる：<http://www.portaldaindustria.com.br/cni/imprensa/2014/04/1,35905/brasil-ocupa-penultima-posicao-em-ranking-de-patentes-validas.html>

INPI と五大特許庁（IP5）との特許データ比較

知財庁	バックログ	審査官	バックログ／審査官	出願／年	平均年数 *2
米国 *1	603.898	7.831	77	542.815	2.6
日本 *1	319.247	1.713	186	342.796	2.5
欧州 *1	363.521	3.987	91	257.960	3.0
中国 *1	情報なし	2.058	情報なし	652.777	1.9
韓国 *1	523.040	813	64	188.915	1.8
ブラジル	184.224	192	960	33.395	10.8

出典及び注：

*1 IP5 統計報告書。2012 年。IP5 グループ= [USPTO]米国+[JPO]日本+ [EPO]欧州+[SIPO]中国+[KIPO]韓国（2012 年ベース）。

*2 特許審査の平均的な所要年数=出願から最終決定まで

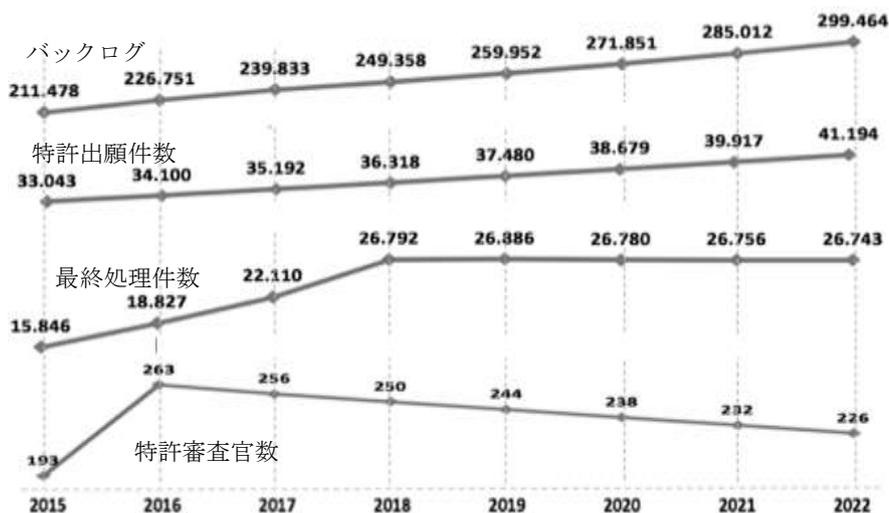
*3 INPI の統計データ（2013 年ベース）

データの分析と模式図-CNI@2014

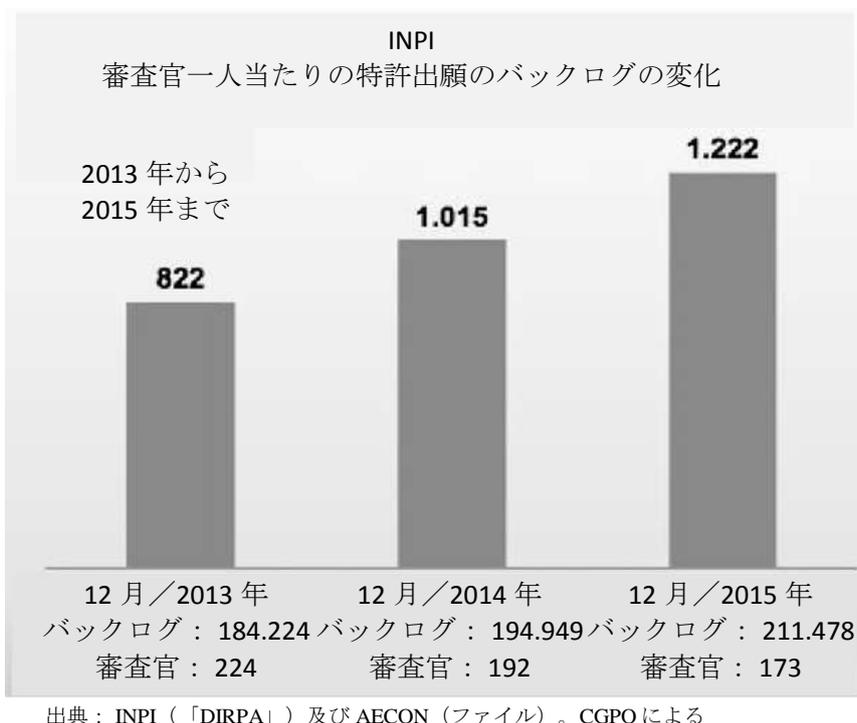
表からわかるように、世界の五大特許庁（IP5）と比較した場合、INPI のバックログは、決してそう多くは見えない。米国では 60 万件の特許出願が審査係属中であり、欧州や日本でも 30 万件を超えている。この表における各国の数値が最近のものではない点も考慮しても、この表はブラジルの特許審査官数が著しく少ないことをはっきりと示している。

これほど多くの出願が審査係属中であり、特許審査官がこれほど少なければ、五大特許庁では同じ出願に対して 2～3 年で特許が付与されるにもかかわらず、ブラジルでは 10 年以上かかる理由は明らかである。このシナリオのままでは、バックログ又はブラジルで特許を付与するための所要期間が近い将来に低減されるのを想像することは困難である。実際のところ、INPI 長官により提供されている次のデータは、バックログが今後数年でさらに増える可能性が高いことを示している。

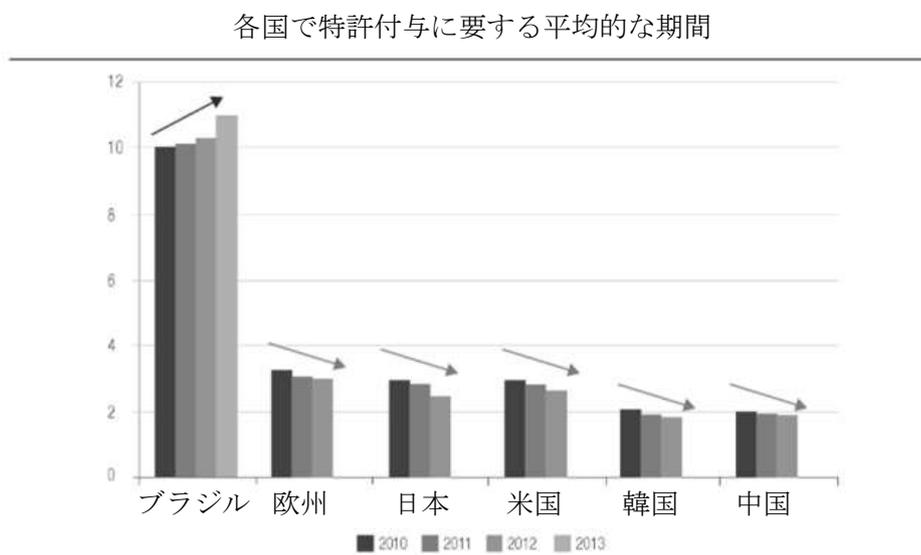
特許出願のバックログ（予測）



出典：INPI（「DIRPA」）及び AECON（ファイル）。CGPO による



これは、バックログと審査の遅延の両方が大幅な減少傾向を示す五大特許庁とは正反対の傾向である。



出典及び注：
2011年IP5統計報告書並びに欧州、日本、米国、韓国及び中国の2012年データ。
INPIの2014年統計データ（ブラジルから提供されたデータ）。
模式図 - CNI@2014

この状況は現在、理想とはほど遠いものの、ブラジルでは特許権の存続期間により不備を補っている。ブラジルの産業財産（IP）法の第 40 条には、特権の存続期間は出願日から起算して 20 年を原則としつつも、存続期間が付与日から起算して 10 年未満であってはならないと規定されている。すなわち、INPI が特許を付与するまでに 10 年以上かかった場合には、そのような特許は、交付決定から 10 年後まで終了しない。

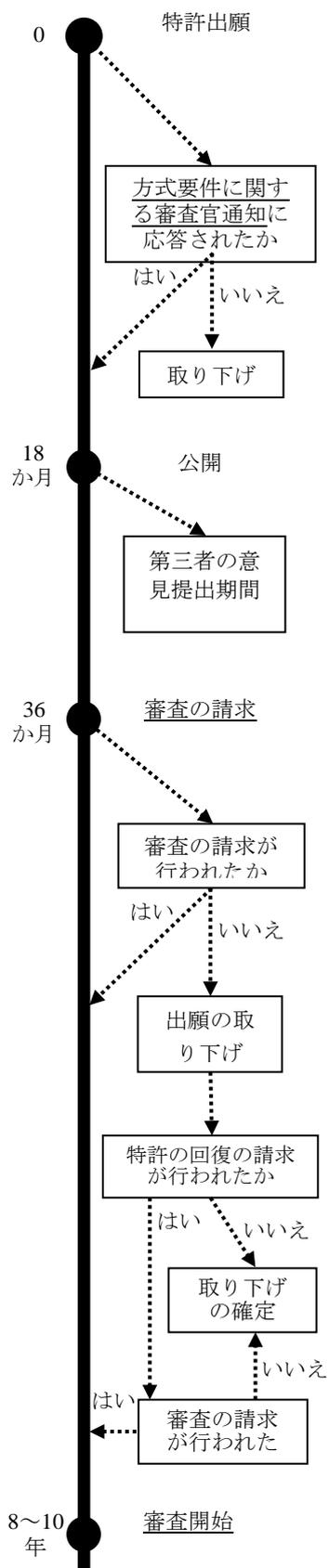
さらに、バックログと遅延の増加を防ぐために現在、INPI によって一定の対策が取られている。例えば、後述するように、INPI は近年、規則や決議により定義された一定の要件を満たす出願の審査を促進するためのパイロットプログラムを実施している。グリーンパテントプログラムの場合のようにこうしたパイロットプログラムの一部が恒久化される場合もある。

さらに、INPI は近年、審査官の審査効率を上げるために IT システムに積極的に投資して。例えば、今では出願と審査官通知への応答を電子的に提出することが可能になっており、全ての文書をスキャンするのに要していた時間を大幅に節約することが可能になった。

また、特許長官によると、INPI は、現在の審査官を維持しつつ、今後数年間で新しい審査官を採用することに努めている。さらに、また INPI は、同一パテントファミリーの外国出願の審査結果の利用を公式化する可能性も検討している。

最後に、INPI は現在、特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの導入について日本国特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）及び一部の南米諸国と協議している。したがって、INPI では、バックログや遅延を低減させ、上記に示した予測を覆すために数多くの対策を講じている。

2. 一般情報 - ブラジルの特許審査



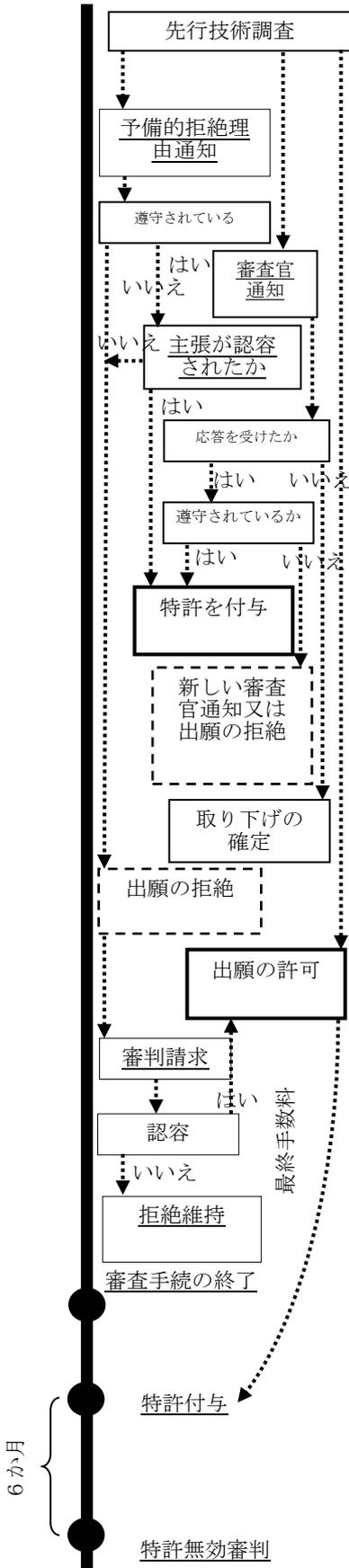
ブラジルにおける特許出願の手続は、願書の提出によって始まり、そこで少なくとも願書、明細書、請求の範囲、要約及び出願手数料の支払証明書を INPI に提出する必要がある。こうした条件が満たされていない場合、INPI は、方式に関する審査官通知を発行し、これに 30 日以内に応答しなければならない。応答しなかった場合には、出願が取り下げられたものとみなされる。

ブラジルの IP 法によると、特許出願は、出願日から 18 か月後に公開される。しかしながら、INPI が抱えているバックログの量を考慮し、出願の公開は、出願のおよそ 2～3 年後に行われている。この日から審査終了まで、第三者、また出願人も（審査を補足するための）意見を提出することができる。

出願人は特許出願の審査請求を出願日から 36 か月以内に提出しなければならない。期限を遵守しなかった場合には出願は取り下げられたものとみなされる。ただし、取り下げられた日から 60 日以内であれば、所定の手数料を支払うことで特許出願を回復させることができるものの、期限を遵守しなかった場合には出願の取り下げが確定する。

ブラジルの IP 法によれば、出願人は、特許出願をさらに明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、明細書及び請求の範囲を補正することができる。ただし、補正は出願書類によって最初に開示した内容に限定されるべきである。審査請求後は、自発的なものであれ、審査官通知によるものであれ、請求する保護範囲の変更や拡大につながるような補正は受け入れられない。その意味では、許される可能性があるのは請求する主題の限定のみである。

審査手続中は、2 種類の正式通知、すなわち審査官通知又は予備的拒絶理由通知が発行され、出願人は、公報への公告日を起算点として 90 日以内にこれに回答しなければならない。



簡単に言えば、審査官通知は、一般に明確性要件違反及び又はサポート要件違反などの方式要件で構成される。予備的拒絶理由通知の場合は通常、新規性や進歩性の欠如などの特許性要件により出願が拒絶される。

発行することができる正式通知の数に上限は定めてない。INPI は、出願の許可又は拒絶の決定を公報に掲載し、審査手続を終える。

審査終了時までは特許出願を分割することができる。分割出願には、審査請求時に原出願に存在しない独立クレームを含めてはならない。

最終拒絶理由通知が INPI により発行された場合、出願人は 60 日以内に審判を請求し、審判手続を開始することができる。審判部 (Board of Examiners) は審判請求を審理し、拒絶を支持又は覆す審決を新たに行う。拒絶決定が維持された場合、この最終決定は、裁判所の処分によってしか覆すことができない。

出願に特許が付与された場合、正当な利害関係を有する第三者は、特許付与の公告から計算して 6 か月以内に「特許無効審判」を提起することができ、その場合、特許の所有者は、60 日以内に応答するよう通知される。その後、INPI は、意見書を発行し、特許所有者と第三者は 60 日以内には最終意見又は弁論を提出する機会が与えられる。最終決定は INPI 長官が下し、それにより一切の行政的手続が終了する。

特許の存続期間中、INPI 又は正当な利害関係を有する第三者は、ブラジルの司法裁判所に「無効訴訟」を提起することができる。

存続期間は発明特許権の場合に出願日から 20 年、実用新案権が 15 年である。しかしながら、特許の存続期間は、前述のように発明特許の場合には特許付与日から起算して 10 年未満、実用新案特許の場合は 7 年未満であってはならない。ただし、INPI が、係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗力のために、出願の実体審査をすることができなかつたときは、この限りでない。

3. 早期審査

INPI では、規則や決議により定義された特定の要件を満たす出願人又は出願の早期審査をするための一定の代替選択肢を用意している。以下に詳述するが、言い換えれば、INPI は、通常は経済的及び又は政府の都合によるものであるが、特定の出願人又は出願人のグループを対象に、早期審査の恩恵を受けることができるルートやプログラムを提供している。

3.1) 早期審査の種類

3.1.1) 年齢、許諾を受けない発明の実施、深刻な疾病又は財源を得ることが目的である場合(恒久的プログラム)

この種の早期審査は恒久的なものであり、INPI が最も古くから提供しているもので、INPI への追加手数料の支払いは必要とされない。このプログラムは現在、以下の表に示す案件の早期審査について定める決議第 151/2015 号により定められている。

対象となる出願	請求できる者	必須書類
a. 出願人が（ブラジル国民であるかどうかにかかわらず）60 歳を上回る自然人であるような出願	出願人	出願人の実年齢を証明する公文書（例：パスポート）
b. 出願人が障害又は深刻な身体的若しくは精神的疾患を抱える自然人である場合の出願	出願人	Brazilian Official Medical Service により発行され、出願人の健康状態を証明する診断書
c. 特許出願が侵害されている場合	出願人又は 被疑侵害第三者	<p><u>出願人により請求された場合：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 特許請求している主題を第三者が侵害していることの証明； - 被疑第三者に宛てた侵害警告書の写しと受取確認。前記警告書は、公式の特許出願番号が記載されたものでなければならない。 <p><u>被疑第三者により請求された場合：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 出願人によって送信された侵害警告書の写し又は出願人が特許出願の侵害について第三者を非難している証拠；及び - 審査を補足するため、特許請求されている発明が新規ではないか又は進歩的ではないことを証明する情報を記載した申立書の INPI への提出。

対象となる出願	請求できる者	必須書類
<p>d. 早期審査を請求する予定の係属中の出願と同じ技術を開示する先行する特許の権利者又は特許出願の出願人</p> <p>この場合、この先行する特許又は特許出願は、原則として、出願への特許を妨げるはずの先行技術文献として扱われる</p>	<p>先行する特許の権利者又は特許出願の出願人である第三者</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 第三者が出願人となっている先行する特許又は特許出願の写し；及び - 審査を補足するため、特許請求されている発明が先行する特許又は特許出願に対して新規ではないか又は進歩的ではないことを証明する情報を記載した申立書の INPI への提出。
<p>e. 国家機関の資金又は出願する技術的テーマを研究するための補助金を財源とするために特許付与が必要な出願人</p>	<p>出願人</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 特許の出願対象の開発資金の申請書の写し； - 特許が付与された場合にのみ資金を提供する旨の決定が記載された文書の写し。
<p>f. 公共の利益であるとみなされるか又は国家の非常時に（内閣の助言により大統領が主導する）ブラジル連邦政府により適用される技術に係る出願</p>	<p>ブラジル連邦政府</p>	<p>-</p>

最も一般的なケースは上記の c. の場合、すなわち発明の許諾を受けない実施（特許出願の侵害）による審査の促進である。

3.1.2) エイズ、ガンその他の顧みられない病気の診断、予防及び治療（恒久的プログラム）

決議第 80/2013 号によれば、医薬品及び製薬方法並びに公衆衛生に関連する機器及び材料に関連する特許出願は、早期審査を受ける適格を備える場合がある。

以下に詳述するように、後天性免疫不全症候群（AIDS）、ガン及び下記に詳述する顧みられない病気の診断、予防及び治療に出願で言及する場合、出願人又は利害関係者が早期審査を請求できる場合がある。

このプログラムに基づく早期審査を受けるための基準として、特許出願が公開されており、従来型の審査が請求されていなければならない。世界保健機関（WHO）に基づいた顧みられない病気には、次のものが含まれる。

シャーガス病；	エキノコックス症
デング熱／出血性デング熱；	フランベジア；
住血吸虫症；	肝蛭症；
ハンセン病；	肺吸虫；
リーシュマニア症；	フィラリア症；
マラリア；	RAGE；
結核；	蠕虫病；
ブルーリ潰瘍；	有毒動物による中毒を原因とする症状
神経嚢虫症；	

3.1.3) ブラジリアン・プライオリティ（パイロット）プログラム

INPI では、世界の特許庁をめぐる現在の趨勢に従い、決議第 153/2015 号により 2016 年 1 月 19 日にブラジル・プライオリティ（パイロット）プログラムを導入した。このプログラムは、特許庁間における審査の共有に寄与し、またブラジルの産業が開発した革新的な製品及びサービスのグローバル市場への導入を容易にすることを目的とした早期審査で構成される。

このプログラムは成功であり、上限である INPI への 100 件の請求を達成し、パイロットフェーズが正式に終了するまで 1 か月程度しかかからなかった。

このパイロットプログラムによる早期審査の対象となった特許出願は、INPI に最初に出願され、他の国々にも出願された、すなわち PCT 出願を含む世界の特許庁に行われ、ブラジル出願に基づく優先権を主張する出願である。

また、任意の日に行われたあらゆる技術分野の出願にブラジル・プライオリティ・プログラムへの参加資格を認めた。このプログラムは現在、INPI において内部評価中であり、間もなく再開される見通しである。

3.1.4) ブラジル零細・小企業（パイロット）プログラム

INPI では、バックログを解消し、またブラジルの零細・小企業による開発を支援するため、1 年間（2017 年 2 月 23 日まで）又は 300 件の特許出願（のいずれかが達成されるまで）に限り、ブラジルの零細・小企業のための早期審査パイロットプログラムを提供した。外国の零細・小企業はこのプログラムに参加できない。

このプログラムについては現在、決議第 160/2016 号で定め、特許出願がこの早期審査プログラムの対象となるために INPI に追加手数料を支払う必要はない。このプログラムの対象となるためには、次の必須条件を満たす必要がある。

- 零細・小企業としての要件を満たす証拠を出願人が提示すること；
- 出願人又は権限ある者が所定の様式を使い、早期審査を請求すること；
- 出願が、既に公開されているか、又は早期公開により既に所定の手数料の支払を求められていたこと；
- 審査手数料が既に支払われていること；
- 出願が、過去に審査を受けていないこと；
- その出願に関連して年金（支払期日を迎えている年金）を滞納していないこと；及び
- 特許出願の審査を一時保留するような正式通知が予定されていないこと。

最後に、その出願がブラジルの零細・小企業の名称でのみ行われていなければならない、子会社は零細・小企業とはみなされない点に注意することが重要である。

3.1.5) グリーンパテント出願（恒久的プログラム）

INPI では最近、一定の環境関連技術に限定した早期審査の一種である「グリーンパテント」早期審査についてのみ、請求を恒久的に認める決議第 175/2016 号を発表した。

「グリーンパテント」早期審査制度がパイロットプログラムとして断続的に運用された期間はまだ4年間に過ぎない。プログラムの実施中、決定を得るまでの最大所要期間がおよそ2年であり、現在における通常の審査の平均的な所要期間よりも大幅に短い。

「グリーンパテント」早期審査の対象となるための基準は維持されており、中でも、出願が以前に（通常又は他の早期審査により）審査されてはならず、また請求項が15個以内であり、そのうちの独立クレームが3個以内でなければならない。

WIPO のグリーンインベントリに基づいたグリーンテクノロジーのリストは次のとおりである。

1. 代替エネルギー

- バイオ燃料
 - 固体燃料
 - 液体燃料（植物油、バイオディーゼル、バイオエタノール）
 - バイオガス
 - 遺伝子工学による生物から得られたバイオ燃料
- ガス化複合発電（IGCC）
- 燃料電池
- バイオマスの熱分解又はガス化

- 人工廃棄物から得られたエネルギーの活用
 - 農業廃棄物から得られたもの
 - ガス化
 - 化学廃棄物
 - 産業廃棄物
 - 高炉ガス形態を利用したもの
 - パルプ液
 - 産業廃棄物の嫌気性消化
 - 産業木材廃棄物
 - 病院の廃棄物
 - 埋立地ガス
 - 成分の分離
 - 自治体及び家庭廃棄物
- 水力
 - 水力発電所（PCH 及び MCH）
 - 潮力又は波力発電所
 - 液体で駆動される機械又はエンジンの規制、制御又は安全手段
 - 水の循環に由来するエネルギーを利用した推進
- 海洋温度差発電（OTEC）
- 風力エネルギー
- 太陽エネルギー
 - 太陽光発電（PV）による太陽エネルギー
 - 熱太陽エネルギー
 - ハイブリッドソーラーシステム（太陽熱-太陽光）
 - 太陽エネルギーを使った車両の推進
 - 太陽エネルギーからの機械的エネルギーの生産
 - エネルギー収集装置の屋根の覆いとしての利用
 - 太陽エネルギーを使った蒸気発電
 - 太陽エネルギーを使った冷蔵又はヒートポンプシステム
 - 物質又は物体を乾燥させるための太陽エネルギーの利用
 - 太陽の放射を収束させる装置
 - 熱媒体液の熱を集熱器により伝導する太陽熱集熱器
 - 地熱エネルギー
 - 燃焼に由来しない熱のその他の方法による生産又は使用
 - 廃熱の利用
 - 筋力から機械的エネルギーを生成する装置

2. 交通

- ハイブリッド車
- 電気自動車
- 電気自動車用の充電ステーション
- （例えば太陽、風、波等の）自然力を動力源とする車両
- 外部のエネルギー源（例えば電気エネルギーなど）を動力源とする車両
 - 燃料電池を動力源とする車両
 - 水素を動力源とする車両
 - 筋力により推進される車両
- 回生ブレーキ搭載車
- 車体の空気抵抗が小さい車両
- 電磁クラッチ付きの車両（伝導損失が小さい）

3. 省エネルギー

- 電気エネルギーの貯蔵
- 電源回路

- 電力消費量の測定
- 熱エネルギーの貯蔵
- 省エネ照明
- 建物の断熱；
- 機械的エネルギーの回収（バランスシート、ベアリング、ピッチ）

4. 廃棄物管理

- 廃棄物の処分
- 廃棄物の処理
 - 燃焼による廃棄物の消尽
 - 廃棄物の再利用
 - 履物ゴム廃棄物の利用
 - 金属粒子廃棄物からの再生品の製造
 - 廃棄物からの水硬性セメントの生産
 - モルタルやコンクリートの充填材としての廃棄物の利用
 - 廃棄物からの肥料の生産
 - 廃棄物の回収や後処理
 - 汚染管理
 - 炭素の回収及び貯留
 - 大気質管理
 - 廃ガスの処理
 - 分散粒子のガス又は蒸気からの分離
 - 噴煙を低減又はすすの除去を容易にするための燃料又は火災への添加剤の投入
 - 燃焼装置から出る煙や蒸気を処理するための装置の配置
 - 防塵又は吸塵材料
 - 汚染警報装置
- 水質汚染管理
 - 廃水又は下水の処理
 - 液体汚染物質の処理材
 - 汚染物質の開放水域からの除去
 - 排水用配管の設置
 - 下水管理
- 原子炉から放射能が漏れた場合の放射能汚染を防ぐための手段

5. 持続可能な農業

- 植林技術
- 代替灌漑技術
- 代替農薬
- 土壌改良（例えば廃棄物由来の有機肥料）

3.1.6) 特許審査ハイウェイ - PPH（パイロット）プログラム

特許ワークシェアリングに関するブラジルと米国との政府間合意から特許審査ハイウェイ（パイロット）プログラム（PPH）が生まれた。これは、先行審査庁（OEE）によりある出願が特許を付与されていれば、出願人が請求することで、同一のペテントファミリーの出願について後続審査庁（OLE）において早期審査を求める適格を得られる制度である。

このパイロットプログラムは決議第 154/2015 号により 2016 年 1 月 11 日に導入され、2 年間又は INPI に 150 件の審査請求が行われるまで継続される。要するに、このようなプログラムは、バックログを削減し、世界全体の特許出願の質を向上させ、審査を容易にすることで、自分たちの特許権を効率的に取得するための出願人の取り組みを支援することを目的とする。

PPH プログラムによる早期審査を受ける適格を有すると考えられる特許出願は、2013 年 1 月 1 日以降に INPI に提出され、その保護対象が石油及び天然ガスの技術に関連し、その北米における対応する出願に対して既に USPTO が特許を付与しているものである。

米国では、同一ファミリーの特許出願に対して既に INPI により特許が付与されていることを条件として、任意の日に行われた任意の技術分野の特許出願に PPH プログラムに参加する適格を認めているため、早期審査処理の基準は USPTO の方が制限されていない。

最後に、OLE の審査官が、OEE の技術的見解及び決定をあくまでも参考にするにとどめること、すなわち、後続の審査の内容が必ずしも先行する審査と同じにはならない点に留意することが重要である。

3.2) 費用

一般的な手数料	
サービスの記載	料金 (米ドル) ³
早期公開の請求 (まだ公開されていない場合)	51,68
審査の請求 - 10 個までの請求項 (まだ請求していない場合)	174,22
追加の請求項一つにつき - 11 個目から 15 個目の請求項	29,53
追加の請求項一つにつき - 16 個目から 30 個目の請求項	59,06
追加の請求項一つにつき - 30 個目を超える請求項	147,65
特別手数料	
年齢、許諾を受けない発明の実施、深刻な疾病又は財源を得ることが目的である場合	-
エイズ、ガンその他の顧みられない病気の診断、予防及び治療	-
ブラジリアン・プライオリティ (パイロット) プログラム	-
ブラジル零細・小企業 (パイロット) プログラム	-
グリーンパテントプログラム	262,82
PPH プログラム	524,15

出典: INPI⁴

3 為替レート 1 米ドル=3.3864 レアル (2016 年 12 月 16 日)

4 http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/arquivos/tabela-de-retribuicao_dirpa.pdf (2016 年 12 月 16 日に閲覧)

3.3) 統計データ及び企業の例

年齢； 許諾を受けない発明の実施； 深刻な疾病又は財源を得ることが目的である場合； エイズ、ガンその他の顧みられない病気の診断、予防及び治療 - 2016年12月	特許出願*
参加請求	3294
資格あり	2603
資格なし	691

* 統計データは INPI により提供されたものではないものの、事件の標本に基づき、こうしたプログラムの下で INPI の決定を得るための平均推定所要期間は請求日から2年程度である。

INPI が全てのプログラムについて統計情報を提供しているわけではなく、上記の表において複数のプログラム (3.1.1 及び 3.1.2) を参照している点に注意願いたい。

ブラジリアン・プライオリティ (パイロット) プログラム - 2016年12月	特許出願	平均所要期間 (日)
参加請求	114	0
評価された請求		
資格あり	89	111
資格なし	23	
審査中の特許出願		
審査官通知	26	183
予備的拒絶理由通知	41	
決定		
認容	15	221
拒絶	7	
取り下げ	1	
不払による取下げ	0	

出典： INPI のデータを加工⁵

ブラジル零細・小企業 (パイロット) プログラム - 2016年12月	特許出願	平均所要期間 (日)
参加請求	72	0
評価された請求		
資格あり	46	80
資格なし	9	
申請の却下	2	
審査中の特許出願		
審査官通知	10	136
予備的拒絶理由通知	16	
決定		
認容	8	184
拒絶	2	
取り下げ	0	
不払による取下げ	0	

出典： INPI のデータを加工⁶

⁵ <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/projeto-piloto-prioridade-br> (2016年12月19日に閲覧)

AGE プログラムへの参加を請求した出願人（企業）の例； 許諾を受けない発明の実施； 深刻な疾病又は財源を得ることが目的である場合； エイズ、ガンその他の顧みられない病気の診断、予防及び治療； ブラジリアン・プライオリティ（パイロット）プログラム； ブラジル零細・小企業（パイロット）プログラム

- ABBVIE BIOTECHNOLOGY LTD (BM)
- ABBVIE INC. (US)
- AGILIFT INDÚSTRIA DE EQUIPAMENTOS LOGISTICOS LTDA EPP (BR/RS)
- BAYER INTELLECTUAL PROPERTY GMBH. (DE)
- BAYER PHARMA AKTIENGESELLSCHAFT (DE)
- BRISTOL-MYERS SQUIBB COMPANY (US)
- CARGIL INCORPORATED (US)
- CELGENE CORPORATION (US)
- DOLBY INTERNATIONAL AB (NL)
- E. I. DU PONT DE NEMOURS AND COMPANY (US)
- FERPLAST INDÚSTRIA E COM.DE PEÇAS PLÁSTICAS E FERRAMENTAIS LTDA. (BR/SP)
- FITNESS ANYWHERE, LLC (US)
- GILEAD PHARMASSET LLC (US)
- HEWLETT-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY L. P. (US)
- HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. (CN)
- KEKO ACESSÓRIOS S/A. (BR/RS)
- MAHLE METAL LEVE S/A (BR/SP)
- NATURA COSMETICOS S. A. (BR/SP)
- NOVARTIS AG (CH) , 田辺三菱製薬株式会社 (JP)
- PFIZER PRODUCTS INC. (US)
- REHAU AG + CO. (DE)
- ROBERT BOSCH LIMITADA (BR/SP)
- TOSHITAKA YASUDA (JP)
- UNILEVER N. V. (NL)
- VALEO SYSTEMES DÉSSUYAGE (FR)

グリーンパテント出願 - 2016年11月	特許出願	平均所要期間（日）
参加請求	441	0
資格あり	358	-
資格なし	70	-
審査官通知	99	-
予備的拒絶理由通知	242	-
認容	122	567
拒絶	123	-
取り下げ	10	-
不払による取下げ	0	-

出典： INPI のデータを加工⁷

グリーンパテント出願プログラムへの参加を請求した出願人（企業）の例

6 <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/exame-prioritario-me-epp> (2016年12月20日に閲覧)

7 INPIにより提供された文書、現在はオンラインでは入手できない

- 味の素株式会社 (JP)
- COMPAGNIE INDUSTRIELLE DE LA MATIERE VEGETALE CIMV (FR)
- DSM IP ASSETS B.V. (NL)
- ECOFILL ESPEC EM TECNOLOGIA DE TRANSF DE RESIDUOS LTDA (BR/SP)
- EMBRAER S.A. (BR/SP)
- GENERAL ELECTRIC COMPANY (US)
- 株式会社安川電機 (JP)
- LANZATECH NEW ZEALAND LIMITED (NZ)
- NEW STEEL SOLUÇÕES SUSTENTÁVEIS S.A. (BR/RJ)
- 新日鐵住金株式会社 (JP)
- SANSUY S/A INDÚSTRIA DE PLÁSTICOS (BR/BA)
- SUNCOKE TECHNOLOGY AND DEVELOPMENT LLC (US)
- TECSIS TECNOLOGIA E SISTEMAS AVANÇADOS LTDA (BR/SP)
- UNIVERSIDADE DE SÃO PAULO - USP (BR/SP)
- UNIVERSIDADE ESTADUAL DE CAMPINAS - UNICAMP (BR/SP)
- UNIVERSIDADE FEDERAL DO RIO DE JANEIRO - UFRJ (BR/RJ)

特許審査ハイウェイ - PPH - 2016年12月	特許出願	平均所要期間 (日)
参加請求	33	0
評価された請求		
資格あり	20	68
資格なし	1	
審査中の特許出願		
審査官通知	5	112
予備的拒絶理由通知	1	
ANVISA に転送	0	
決定		
認容	13	131
拒絶	0	
取り下げ	0	
不払による取下げ	1	

出典：INPIのデータを加工⁸

特許審査ハイウェイプログラムへの参加を請求した出願人（企業）の例 - PPH

- AFTON CHEMICAL CORPORATION (US)
- BAKER HUGHES INCORPORATED (US)
- CHEVRON U.S.A. INC. (US)
- EXXONMOBIL CHEMICAL PATENTS INC. (US)
- KEY ENERGY SERVICES, LLC. (US)
- NATIONAL OILWELL VARCO, L.P. (US)
- PGS GEOPHYSICAL AS (NO)
- SEAHORSE EQUIPMENT CORP (US)
- SUNCOKE TECHNOLOGY AND DEVELOPMENT LLC (US)
- ION GEOPHYSICAL CORPORATION (US)

⁸ <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/projeto-piloto-pph> (2016年12月19日に閲覧)

4. 代替手段：職務執行令状

前述のように、INPIでは、特許出願の審査に10年以上かかることも珍しいことではない。こうしたシナリオでは、特許出願の早期審査を利用できる場合に行政手続レベルで審査を促進しようとする試みがなされる以外にも、一部の出願人が、要するにINPIが合理的な手続期間及び行政効率に関する憲法の原則に反していると主張することで、主にINPIの本部があるリオ・デ・ジャネイロの連邦巡回裁判所にINPIを提訴している。

そのため、現在では、職務執行令状を求める申立てを行うことが特許出願を審査するようINPIに強制するための最も適切な手段であるとみなされるに至っている。

INPIは大半の訴訟で敗訴しており、例えば行政手続法で定める、行政機関が行政手続の際に分析を終える一般的な期間である30日又はブラジル産業財産規則の下で処分を行うための平均的な所要期間である60日以内に保留中の出願について決定を下すようBPTに促す裁判所の命令に対処している。

ここで言及している対策の有効性への理解を深めるため、司法により促された早期審査の現在のシナリオを下図に示した。図は、国内及び国際的企業の両方により提起された訴訟の85%でこの戦略に効果があることを証明している⁹。



INPIにおける手続の遅延が、関連するブラジルの判例法の下で不合理であることを立証するための基準が存在しない点を指摘しておきたい。とはいえ、特許庁に対抗するために裁判所に頼る戦略の陳腐化を防ぐためには、こうした措置を極端かつ正当な場合に限定すべきである。

⁹ 提供されたデータは、連邦第2巡回控訴裁判所のオンラインデータベースで収集したものを反映しており、同データベースで入手可能な行政訴訟に関連するものである。

5. まとめ

上記の観点から、早期審査のための現在のプログラムが特定の要件を満たす出願人や出願にとって現実には有効であると結論付けることができる。統計によれば、その平均的な審査期間が通常の経路よりも著しく短くなっているためである。

例えば、グリーンパテントプログラムの下で INPI の決定を得るまでの平均的な審査期間は、請求日からおよそ 19 か月である。発明の許諾を受けない実施（特許出願の侵害）による早期審査の場合は、この期間がおよそ 2 年である。他のプログラムでは、出願人が決定を得るまでの期間が 1 年未満である。

また、INPI も、新しいプログラムを頻繁に策定し、少なくとも特定の出願及び出願人にとってのバックログや遅延を減らすのに役立つ可能性のある既存プログラムを拡大できる可能性又はその恒久化の可能性さえ評価している。

他方で、こうした早期審査プログラムのみでは、INPI が直面しているバックログと遅延を完全には解決できないことに留意すべきである。他の対策も必要であり、INPI は、この点も認識し、現在、IT システムへの投資、審査官の新規採用、現在の審査官を維持する努力、同族の外国出願の審査結果の利用を定式化する方法の評価、そして協調的審査制度を開発するための日本を含む他の国々と協議など一定の対策を講じている。

このシナリオのもとでは、こうした対策の全てが実際に、しかも効率的な方法で実施されることを条件として、バックログと遅延が中長期的に減少することが予想される。とはいえ、バックログが効果的に削減されるまで、一部の特許出願人にとって、INPI の早期審査を請求することは効果的な選択肢である。その意味では、日本の出願人は、自社の特許のポートフォリオを見直し、ブラジルで早期審査を請求するための要件を満たす出願がないか確認することが望ましい。

また、極端かつ正当な場合であるが、出願の審査を受ける緊急の必要性がある場合には、職務執行令状を得ることも有効な代替手段である。

最後に、特に日本企業であれば、INPI と JPO との PPH パイロットプログラム、すなわち、INPI の特許審査において JPO の審査結果を考慮に入れる方法とその逆のパターンの詳細を議論するために INPI が 2016 年 11 月 10 日に JPO と会合を持った点に注目したい。このパイロットプログラムが導入されれば、日本出願の優先権を主張する一部のブラジル特許出願が、ブラジルと米国との間で合意し、INPI が請求から約 131 日後に決定を下している現在の PPH プログラムに見られるのと同様、はるかに迅速な審査による恩恵を受けることが期待される。

[特許庁委託事業]

ブラジルにおける特許出願早期審査制度の現状についての調査

2017年2月発行（禁無断転載）

[作成協力]



[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

サンパウロ事務所

知的財産権部

TEL: +55-11-3141-0788

FAX: +55-11-3253-3351

E-MAIL: SAO_ipr@jetro.go.jp

本報告書は日本貿易振興機構が 2017 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします